

総統物第123号

平成25年7月22日

一般社団法人

全国賃貸不動産管理業協会会長 殿

総務大臣



小売物価統計調査 家賃調査への協力について(依頼)

総務省統計局が実施している各種統計調査につきましては、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、物価水準の変動を捉える上で重要な指標である消費者物価指数（CPI）その他物価に関する基礎資料の作成を目的として、昭和25年6月から小売物価統計調査を実施しています。

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として実施しており、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金を調査するほか、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を行っています。

調査が円滑かつ正確に実施されるためには、調査対象となる世帯の方々に御理解と御協力を賜ることが何よりも重要であり、更には管理会社の方々の御協力が欠かせません。

つきましては、この調査の趣旨、必要性を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、会報誌、ホームページなどを通じまして、傘下の各会員等の協力がいただけますよう、御周知を賜りたく、御配慮を併せてお願い申し上げます。

問合せ先：総務省統計局統計調査部  
消費統計課物価統計室  
企画指導第一係

電話：03-5273-1166

FAX：03-5273-3129



## 小売物価統計調査 家賃調査について

### ◆ 小売物価統計調査とは

国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数（CPI）その他物価に関する基礎資料を得ることを目的としています。

調査は、全国167市町村において、毎月、調査日\*を定めて実施され、約27,000の店舗・事業所及び約26,000の民営借家世帯を対象におよそ510品目を調査します。

※ 調査日：毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日

（値動きの激しい生鮮食品については、上旬は5日、下旬は22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日にも調査しています。）

### ◆ 家賃調査とは

全国の167市町村から、一定の統計上の抽出方法に基づき全国1,221の家賃調査地区\*1を選定します。都道府県知事が任命した統計調査員が、その家賃調査地区に所在する全ての世帯について住宅の所有の関係を確認し、民営借家世帯を対象に、3か月に1度\*2訪問（訪問時期は地域によって異なります。）して、月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項を質問することにより行います。なお、統計調査員は都道府県知事が発行した調査員証を携帯しています。

※1 調査市町村ごとに国勢調査の調査区を確率比例抽出法により抽出して「家賃調査地区」として設定しています。家賃調査地区を長期間固定すると、その後の民営借家世帯の増減や地域的分布等の変化により、家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じるため、原則として5年ごとに家賃調査地区の設定替えを行います。

※2 地域ごとに3つのグループに分け、「1, 4, 7, 10月」、「2, 5, 8, 11月」又は「3, 6, 9, 12月」のいずれかに調査しています。

### ◆ 結果の利用

調査結果は、物価水準の変動を捉える上で重要な指標である消費者物価指数（CPI）その他物価に関する資料を作成するために利用されています。

そのほかにも、以下についても幅広く利用されています。

【法令に基づく主な利用例】	【行政上の施策への主な利用例】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法・厚生年金保険法・国家公務員共済組合法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金額の改定率の改定の基準</li> </ul> </li> <li>○都市再開発法施行令               <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金の支払いに係る修正率の算定方法</li> </ul> </li> <li>○国土利用計画法施行令               <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の価格の物価変動に応ずる修正率の算定方法</li> </ul> </li> <li>○土地収用法第88条の2の細目等を定める政令               <ul style="list-style-type: none"> <li>・損失の補償に関する修正率の算定方法</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本銀行が金融政策を判断するための物価指標</li> <li>○年金等の給付見直し及び最低賃金・診療報酬の見直しの際の基礎資料</li> <li>○公共料金の上限值を決める際の資料</li> <li>○規制改革の効果を検証する際の基礎資料</li> <li>○元金額が物価の動向に連動する物価連動国債の連動係数の算出基礎資料</li> </ul>





**小売物価統計調査**へのご協力をお願いいたします！

## マンション・アパート・管理会社・管理組合の皆様へ

- 総務省統計局では、家賃を調査するため、都道府県を通じて民営借家世帯を対象に「小売物価統計調査 家賃調査」を行っています。
- 都道府県知事が任命した「統計調査員」が、マンション・アパートにお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力をお願いいたします。

問：どんな調査なの？

答：国が実施する基本的で重要な統計調査です！

- 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数(CPI)その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として昭和25年6月から調査を開始し、統計法に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

問：具体的にどんな協力をすればいいの？

答：統計調査員が、マンション・アパートにお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします！

- 統計調査員が、調査地域に所在する全ての世帯を訪問し、住宅の所有関係を確認します。そのうち、民営借家世帯については、月額家賃、面積などの住居に関する事項を質問することにより調査します。  
(統計調査員は、都道府県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。)
- オートロックマンション等については、厳重なセキュリティ等のため、統計調査員が建物内に入ること自体が困難なケースも多く、調査地域の各世帯の把握や世帯への協力依頼が円滑に行えないケースが起きています。  
**統計調査員が、マンション・アパートにお住まいの世帯に訪問できるよう、管理人・管理会社・管理組合の皆様のご協力をお願いいたします。**
- また、昼間不在がちな世帯などで、統計調査員が訪問しても面会できない場合には、**住宅の広さ(延べ面積)、建て方、構造、月額家賃等をお聞きすることがあります**ので、同様にご協力をお願いいたします。
- 調査対象に選定された世帯には、平成25年10月以降、3か月に1度、統計調査員が世帯にお伺いすることとなります。



総務省統計局